

○町田市児童育成手当条例

昭和46年10月16日

条例第28号

子ども生活部子ども総務課

改正 昭和49年9月30日条例第34号

昭和50年10月1日条例第43号

昭和51年9月30日条例第27号

昭和52年9月30日条例第51号

昭和53年6月30日条例第24号

昭和54年9月26日条例第28号

昭和55年9月29日条例第20号

昭和56年3月30日条例第14号

昭和56年9月30日条例第30号

昭和57年6月30日条例第17号

昭和58年9月30日条例第28号

昭和59年9月28日条例第26号

昭和60年9月25日条例第31号

昭和61年9月29日条例第27号

昭和62年9月30日条例第28号

昭和63年9月30日条例第31号

平成元年9月27日条例第33号

平成2年9月28日条例第24号

平成3年3月30日条例第13号

平成4年4月1日条例第11号

平成5年3月31日条例第5号

平成6年3月31日条例第6号

平成 7 年 3 月 3 1 日 条例第 9 号

平成 8 年 3 月 2 9 日 条例第 9 号

平成 1 0 年 3 月 3 1 日 条例第 9 号

平成 1 0 年 1 2 月 2 8 日 条例第 3 1 号

平成 1 5 年 3 月 3 1 日 条例第 2 1 号

注 平成 1 5 年 3 月から改正経過を注記した。

町田市児童手当条例（昭和 4 4 年 1 2 月町田市条例第 3 8 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（児童育成手当の趣旨）

第 2 条 児童育成手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。

（用語の定義）

第 3 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 保護者 児童若しくは障がい者を扶養（監護し、かつその生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない児童若しくは障がい者を扶養する者をいう。

（２） 1 8 歳に達した日の属する年度の末日 1 8 歳に達した日以後における最初の 3 月 3 1 日をいう。

（３） 心身障がい 身体及び精神の機能を著しく喪失した状態をいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻

の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(平 1 5 条例 2 1 ・ 一部改正)

(支給要件)

第 4 条 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であって、町田市の区域内に住所を有するものに支給する。

(1) 父若しくは母が死亡し若しくは心身障がいの状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある 1 8 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童

(2) 2 0 歳未満の者であって、別表に定める程度の障がいを有するもの

2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 保護者の前年の所得（1 月から 5 月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない 1 8 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、町田市規則（以下「規則」という。）で定める額以上であるとき。

(2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 支給要件児童（第 1 項第 1 号に該当する支給要件児童に限る。）が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が心身障がいの状態にあるときを除く。）。

(平 1 5 条例 2 1 ・ 一部改正)

(児童育成手当の種類及び額)

第 5 条 児童育成手当は月を単位として支給するものとし、その種類及び種類ごとの

額は、支給要件児童の区分に応じて、次表のとおりとする。

支給要件児童の区分	種類	支給要件児童 1 人当たり月額
前条第 1 項第 1 号に該当する児童	育成手当	13,500 円
前条第 1 項第 2 号に該当する者	障害手当	15,500 円

- 2 保護者が、育成手当及び障害手当の支給対象に該当するときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

(受給資格の認定)

第 6 条 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）が、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格および手当の額について認定を受けなければならない。

(支給期間および支払期月)

第 7 条 手当は、前条に基づく受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

(1) 支給要件児童について、東京都の区域内の他の特別区または市町村においてこの条例に基づく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から 15 日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があったとき、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

(2) 災害その他やむを得ない事由により受給の認定の申請をすることができなかった場合において、当該事由がやんだ後 15 日以内のその申請をしたとき 当該事由により受給資格の認定の申請をすることができなくなった日の属する月の

翌月

- 3 手当は、毎年2月、6月および10月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(手当額の改定)

第8条 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

- 2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。

- 3 前条第2項第2号の規定は、第1項の規定に基づく増額の改定について準用する。

(未支払の手当)

第9条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が扶養していた支給要件児童であった者にその未支払の手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第10条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(手当の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第12条 手当の支給を受けている者は、規則の定めるところにより、市長に対し、

規則で定める事項を届け出、かつ、規則で定める書類その他を提出しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、昭和47年4月1日から、付則第4項の規定は公布の日から施行する。
- 2 第7条第3項の規定にかかわらず、昭和47年6月に支給する手当は、同年3月分、4月分および5月分とする。
- 3 この条例による改正前町田市児童手当条例（昭和44年12月町田市条例第38号）第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であって、第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けることができるものは、同条の規定により受給資格の認定を受けたものとみなす。（以下「みなす受給資格者」という。）
- 4 昭和47年1月1日において手当の支給要件に該当すべき者またはみなす受給資格者となるべき者であって、この条例の施行によって手当額の増額の改訂を要すべき者は、同日前においても当該手当について、第6条の規定に基づく受給資格の認定または手当額改訂の認定の申請をすることができる。
- 5 前項の規定に基づいて行なわれた申請は、昭和46年12月中に行なわれた申請とみなす。
- 6 昭和47年1月1日において、現に手当の支給要件に該当している者若しくはみなす受給資格者であって、この条例の施行によって手当額の増額改訂を必要とする事由に該当している者または、同日後同年2月29日までの間に、手当の支給要件に該当するに至った者若しくはみなす受給資格者であって、この条例の施行によって手当額の増額改訂を必要とする事由に該当するに至った者が、同年3月31日までの間に第6条の規定に基づく受給資格の認定または手当額改訂の認定の申請をしたときは、その者に対する手当（増額改訂にかかるものにあつては当該増額部分）

の支給は、第7条第1項または第8条第1項の規定にかかわらず、同年1月またはその者が手当の支給要件に該当するに至った日若しくは手当額の増額改訂を必要とする事由に該当するに至った日の属する月の翌月から支給する。

付 則（昭和49年9月30日条例第34号）

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年9月以前の月分として支給すべき、この条例による改正前の町田市児童手当条例（昭和46年10月町田市条例第28号。以下「旧条例」という。）の規定による児童手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者（前項の規定により、この条例施行の日以後において、旧条例に基づく受給資格の認定を受けることとなった者を含む。）であって、この条例による改正後の町田市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格および手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 4 昭和49年9月中にした旧条例第6条の規定による認定の申請は、新条例第6条の規定に基づく認定の申請とみなす。

付 則（昭和50年10月1日条例第43号）

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則（昭和51年9月30日条例第27号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年9月30日条例第51号）

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年6月30日条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。ただし、第5条の表の改正規定は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 昭和53年5月以前の月分の児童育成手当の支給の制限及び同年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和５４年９月２６日条例第２８号）

この条例は、昭和５４年１０月１日から施行する。

附 則（昭和５５年９月２９日条例第２０号）

この条例は、昭和５５年１０月１日から施行する。

附 則（昭和５６年３月３０日条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５６年９月３０日条例第３０号）

この条例は、昭和５６年１０月１日から施行する。

附 則（昭和５７年６月３０日条例第１７号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和５７年６月１日から適用する。ただし、第５条第１項の表の改正規定中支給要件児童１人当たり月額欄に係る部分は、昭和５７年１０月１日から施行する。
- 2 この条例による改正前の町田市児童育成手当条例に基づく特別手当の受給資格を有した者に対する同手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和５８年９月３０日条例第２８号）

この条例は、昭和５８年１０月１日から施行する。

附 則（昭和５９年９月２８日条例第２６号）

この条例は、昭和５９年１０月１日から施行する。

附 則（昭和６０年９月２５日条例第３１号）

この条例は、昭和６０年１０月１日から施行する。

附 則（昭和６１年９月２９日条例第２７号）

この条例は、昭和６１年１０月１日から施行する。

附 則（昭和６２年９月３０日条例第２８号）

この条例は、昭和６２年１０月１日から施行する。

附 則（昭和６３年９月３０日条例第３１号）

この条例は、昭和６３年１０月１日から施行する。

附 則（平成元年 9 月 27 日条例第 33 号）

この条例は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 9 月 28 日条例第 24 号）

この条例は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 30 日条例第 13 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日条例第 11 号）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の町田市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項第 1 号中「18 歳に達した日の属する年度の末日以前」とあるのは、「昭和 51 年 4 月 2 日以後に生まれた児童及び義務教育終了前（15 歳に達した日の属する学年の末日以前をいう。ただし、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する期間を含む。）」と読み替えるものとする。
- 3 この条例による改正前の町田市児童育成手当条例第 6 条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であって、新条例による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格及び手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 4 新条例第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、義務教育を終了した児童で昭和 51 年 4 月 2 日以後に生まれたものを新条例第 4 条第 1 項第 1 号の支給要件児童として、平成 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に、新たに受給資格及び手当額の認定の申請をした者に対する育成手当の支給は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める月から行う。
 - （1）平成 4 年 4 月 1 日において、新条例第 4 条の規定によって育成手当の支給を受けることができる者（以下「受給該当者」という。） 平成 4 年 4 月
 - （2）平成 4 年 4 月 2 日から同年 5 月 31 日までの間に受給該当者となった者

受給該当者となった日の属する月の翌月

附 則（平成５年３月３１日条例第５号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成６年３月３１日条例第６号）

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附 則（平成７年３月３１日条例第９号）

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

ただし、第４条第２項の規定については、平成７年６月以降の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年５月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成８年３月２９日条例第９号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附 則（平成１０年３月３１日条例第９号）

１ この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

２ この条例による改正後の町田市児童育成手当条例第３条第２項及び第４条第２項の規定は、平成１０年６月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年５月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成１０年１２月２８日条例第３１号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年３月３１日条例第２１号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

別表

（平１５条例２１・一部改正）

- １ 知的障がい者であって、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの
- ２ 身体障がい者であって、身体障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則

（昭和２５年厚生省令第１５号）の別表第５号に定める身体障害程度等級表のう

ち、2級以上であるもの

3 脳性麻ひまたは進行性筋萎縮症を有する者

○町田市児童育成手当条例施行規則

昭和46年10月16日

規則第20号

子ども生活部子ども総務課

改正 昭和49年9月30日規則第22号

昭和53年6月30日規則第18号

昭和54年5月12日規則第7号

昭和55年5月20日規則第15号

昭和56年3月30日規則第5号

昭和56年6月16日規則第16号

昭和57年6月30日規則第11号

昭和58年5月31日規則第14号

昭和58年6月11日規則第15号

昭和59年5月22日規則第17号

昭和60年5月30日規則第12号

昭和61年5月31日規則第15号

昭和62年5月30日規則第24号

昭和63年5月31日規則第13号

平成元年6月5日規則第27号

平成2年5月31日規則第27号

平成3年6月17日規則第27号

平成4年4月1日規則第17号

平成4年6月10日規則第22号

平成5年5月31日規則第17号

平成6年3月31日規則第8号

平成6年12月13日規則第56号

平成 7 年 5 月 2 6 日規則第 3 3 号
平成 8 年 5 月 3 1 日規則第 2 8 号
平成 9 年 5 月 3 0 日規則第 2 4 号
平成 1 0 年 4 月 3 0 日規則第 2 9 号
平成 1 1 年 3 月 1 6 日規則第 1 2 号
平成 1 1 年 6 月 2 4 日規則第 4 6 号
平成 1 2 年 4 月 2 5 日規則第 6 5 号
平成 1 3 年 5 月 1 7 日規則第 2 0 号
平成 1 4 年 5 月 1 6 日規則第 3 3 号
平成 1 4 年 5 月 2 8 日規則第 3 4 号
平成 1 5 年 3 月 3 1 日規則第 1 6 号
平成 1 5 年 7 月 1 0 日規則第 5 6 号
平成 1 9 年 1 月 1 8 日規則第 2 号
平成 2 5 年 7 月 3 1 日規則第 5 8 号
平成 2 5 年 8 月 3 0 日規則第 6 8 号
平成 2 8 年 3 月 1 1 日規則第 3 5 号
平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日規則第 1 3 3 号
平成 2 9 年 8 月 2 日規則第 4 2 号

注 平成 1 5 年 3 月から改正経過を注記した。

町田市児童手当条例施行規則（昭和 4 5 年 1 月町田市規則第 4 号）の全部を改正する。

（心身障がい）

第 1 条 町田市児童育成手当条例（昭和 4 6 年 1 0 月町田市条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 3 条第 3 号に規定する「身体および精神の機能を著しく喪失した状態」とは、身体および精神の状態が別表各号の一に該当するものをいう。

（平 1 5 規則 1 6 ・一部改正）

(父母が婚姻を解消したと同様の状態にある 18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「これと同様の状態にある 18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、18 歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

(1) 父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)若しくは母の生死が明らかでないか、又は父若しくは母が引き続いて 1 年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 10 条第 1 項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続いて 1 年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)によらないで懐胎した児童

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が前各号のいずれかに準ずると認める児童

(平 25 規則 58・一部改正)

(所得の額)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する町田市規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは 360 万 4,000 円、扶養親族等又は児童が 1 人のときは 398 万 4,000 円とし、扶養親族等又は児童が 2 人以上のときは 398 万 4,000 円に当該扶養親族等又は児童のうち 1 人を除いた扶養親族等又は児童 1 人につき 38 万円(当該扶養親族等が所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(以下「老人扶養親族等」という。)であるときは当該老人扶養親族等 1 人につき 48 万円、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19 歳未満の者に限る。))

をいう。以下同じ。) であるときは当該特定扶養親族等 1 人につき 63 万円) を加算した額とする。

(平 25 規則 58・一部改正)

(所得の範囲)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する所得は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第 5 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第 313 条第 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 7 項（同法第 12 条第 7 項及び第 16 条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 9 項（同法第 12 条第 8 項及び第 16 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から 8 万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するも

のとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となった障がい者1人につき27万円（当該障がい者が同号に規定する特別障がい者である場合には、40万円）
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 その控除の対象となった寡婦又は寡夫につき27万円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合は、35万円）
- (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 その控除の対象となった勤労学生1人につき27万円

（平15規則16・平15規則56・平19規則2・平25規則58・平28規則133・一部改正）

（施設）

第6条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（保護者と共に入所する施設及び通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項の規定に基づく障害者支援施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

（平19規則2・平25規則58・平25規則68・平28規則133・一部改正）

（受給資格の認定の申請）

第7条 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1） 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する条例第4条第1項に規定する支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）が町田市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

（2） 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

（3） 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類及び当該支給要件児童（条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に限る。）の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

（4） 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本

（5） 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障がいのあることによって申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類

（6） 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと及び当該支給要件児童が第2条各号のいずれかに該当することによって申請する場合には、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類

（7） 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障がいのあることによって申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類

(8) 受給資格者が、その年（１月から５月までの間の受給資格に係る手当については、前年とする。）の１月１日において、町田市の区域内に住所を有しなかったときは、当該受給資格者の前年（１月から５月までの間の受給者に係る手当については、前々年とする。）の次に掲げる事項についての当該区市町村長の証明書

ア 所得の額

イ 条例第４条第２項に規定する扶養親族等の有無及び数

ウ 第３条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数

(9) 受給資格者が、前年（１月から５月までの間の受給資格に係る手当については、前々年とする。）の１２月３１日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したときは、当該事実を明らかにすることができる書類
(平１５規則１６・平２５規則５８・一部改正)

(認定及び却下の通知)

第８条 市長は、条例第６条の規定に基づき、受給資格及び手当額の認定をしたときは、児童育成手当認定通知書（第２号様式）により、当該受給資格者に通知する。

２ 市長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、児童育成手当認定申請却下通知書（第３号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(支払期月の特例)

第９条 条例第７条第３項ただし書きに規定する「特別な事情」とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

(１) 受給資格が消滅したとき。

(２) 支払期月が経過した後において支払うとき。

(３) 前各号に規定するもののほか、災害、疾病その他で市長が特に必要と認める事由があるとき。

(手当額の改定)

第10条 条例第8条第1項に規定する手当額の改定の申請は、児童育成手当額改定申請書(届)(第4号様式)に、新たな支給要件児童に係る次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1) 新たな支給要件児童が町田市の区域内に住所を有しないときは、当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、戸籍の抄本

(3) 第7条第2号、第3号又は第7号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

(4) 第7条第5号又は第6号に該当する場合であつて、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき(当該新たな支給要件児童が第2条第4号に該当する場合は、同じであるときを含む。)には、それぞれ当該各号に掲げる書類

2 市長は、手当額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書(第5号様式)により、当該申請(届出)をした者に通知する。

3 市長は、手当額の改定の申請があつた場合において、改定すべき事由がないと認めるときは、児童育成手当額改定申請却下通知書(第6号様式)により当該申請をした者に通知する。

(平25規則58・一部改正)

(支給の停止)

第11条 市長は、手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が第13条、第14条又は第15条に規定する届出を怠ったことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

(手当の返還請求)

第12条 市長は、条例第11条の規定による手当の返還又は第16条の規定による受給資格の消滅若しくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払った場合における当該手当の返還の請求は、児童育成手当返還請求書（第7号様式）により行うものとする。

（現況の届出）

第13条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届（第1号様式の2）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 受給者の扶養する支給要件児童が町田市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

（2） 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

（3） 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

（4） 受給者が第2条第1号、第3号及び第5号のいずれかに該当する児童を扶養しているときは、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類

（5） 第7条第8号又は第9号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

（平25規則58・一部改正）

（受給事由消滅等の届出）

第14条 受給者は、町田市の区域内に住所を有しなくなったときその他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに児童育成手当異動届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに児童育成手当額改定申請書（届）を市長に提出しなければならない。

(平 2 5 規則 5 8 ・ 一部改正)

(氏名変更等の届出)

第 1 5 条 受給者は、氏名を変更したとき又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当異動届に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、市長に提出しなければならない。

2 受給者は、町田市の区域内において住所を変更したときは、速やかに児童育成手当異動届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第 7 条第 2 号に掲げる書類を添えなければならない。

3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には、第 7 条第 2 号に掲げる書類を、変更後の住所が町田市の区域外となる場合には、当該支給要件児童の属することとなった世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

(平 2 5 規則 5 8 ・ 一部改正)

(受給資格消滅等の通知)

第 1 6 条 市長は、受給者が条例第 4 条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、児童育成手当受給資格消滅通知書（第 1 2 号様式）により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合においては、この限りでない。

2 市長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により、当該受給者に通知する。

(未支払の手当の請求)

第 1 7 条 条例第 9 条に規定する未支払の児童育成手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当請求書（第 1 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第18条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類について、1通又は2通以上の書類を添えることにより関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもって足りるものとする。

(台帳)

第19条 市長は、児童育成手当受給者台帳（第14号様式）を備え、第8条第1項の規定に基づいて、児童育成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。

付 則

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

ただし、条例付則第4項の規定に基づいてなされる手続きに関しては、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年9月30日規則第22号）

1 この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現にあるこの規則による改正前の町田市児童手当条例施行規則（昭和46年10月町田市規則第20号）による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（昭和53年6月30日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。

ただし、第4条に係る改正規定は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年5月12日規則第7号）

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月20日規則第15号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則（昭和５６年３月３０日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５６年６月１６日規則第１６号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５６年６月１日から適用する。

附 則（昭和５７年６月３０日規則第１１号）

１ この規則は、公布の日から施行する。

２ この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（昭和５８年５月３１日規則第１４号）

この規則は、昭和５８年６月１日から施行する。

附 則（昭和５８年６月１１日規則第１５号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５８年６月１日から適用する。

附 則（昭和５９年５月２２日規則第１７号）

この規則は、昭和５９年６月１日から施行する。

附 則（昭和６０年５月３０日規則第１２号）

この規則は、昭和６０年６月１日から施行する。

附 則（昭和６１年５月３１日規則第１５号）

この規則は、昭和６１年６月１日から施行する。

附 則（昭和６２年５月３０日規則第２４号）

この規則は、昭和６２年６月１日から施行する。

附 則（昭和６３年５月３１日規則第１３号）

この規則は、昭和６３年６月１日から施行する。

附 則（平成元年６月５日規則第２７号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年６月１日から適用する。

附 則（平成２年５月３１日規則第２７号）

この規則は、平成２年６月１日から施行する。

附 則（平成３年６月１７日規則第２７号）

この規則は、公布の日から施行し、平成３年６月１日から適用する。

附 則（平成４年４月１日規則第１７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成４年６月１０日規則第２２号）

この規則は、公布の日から施行し、平成４年６月１日から適用する。

附 則（平成５年５月３１日規則第１７号）

この規則は、平成５年６月１日から施行する。

附 則（平成６年３月３１日規則第８号）

- １ この規則は、平成６年４月１日から施行する。
- ２ 平成６年５月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成６年１２月１３日規則第５６号）

この規則は、公布の日から施行し、平成６年６月以後の月分の児童育成手当の支給について適用する。

附 則（平成７年５月２６日規則第３３号）

この規則は、平成７年６月１日から施行する。

附 則（平成８年５月３１日規則第２８号）

この規則は、平成８年６月１日から施行する。

附 則（平成９年５月３０日規則第２４号）

この規則は、平成９年６月１日から施行する。

附 則（平成１０年４月３０日規則第２９号）

- １ この規則は、平成１０年５月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成１１年３月１６日規則第１２号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第6条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月24日規則第46号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成11年6月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の町田市児童育成手当条例施行規則の様式による用紙で、平成11年6月1日において現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

附 則（平成12年4月25日規則第65号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の町田市児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、平成12年6月以降の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の支給については、なお、従前の例による。
- 3 この規則による改正前の町田市児童育成手当条例施行規則の様式による用紙で、平成12年6月1日において現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

附 則（平成13年5月17日規則第20号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年5月16日規則第33号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年5月28日規則第34号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第16号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月10日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１９年１月１８日規則第２号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第６条の規定は、平成１８年１０月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第５条第２項の規定は、平成１８年６月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年５月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第２号様式、第３号様式、第５号様式、第６号様式、第７号様式及び第１２号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成２５年７月３１日規則第５８号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成２４年４月１日から適用する。ただし、改正後の第２条、第１０条第４号及び第１３条第４号の規定は、平成２４年８月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の町田市児童育成手当条例施行規則第３条の規定は、平成２４年６月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年５月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年８月３０日規則第６８号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第６条第２号の改正規定（「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改める部分に限る。）は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の町田市児

童育成手当条例施行規則の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年３月１１日規則第３５号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２８日規則第１３３号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２９年１月１日から施行する。ただし、第６条第１号の改正規定は、同年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第５条第１項の規定は、平成３０年６月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年５月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年８月２日規則第４２号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市児童育成手当条例施行規則第１号様式による用紙で現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

別表

（平１５規則１６・一部改正）

- 1 両眼の視力の和が０．０４以下のもの（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。）
- 2 両耳の聴力レベルが１００デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの

- 6 両下肢の機能に著しい障がいをするもの
- 7 両下肢の足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをするもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをするもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障がいをするもの
- 11 傷病がなおらないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護とを必要とする程度の障がいをするものであって、市長が定めるもの

第1号様式（第7条関係）

児童育成手当 認定申請書

下記のとおり、児童育成手当の受給資格の認定を申請します。

町 田 市 長 様		申 請 日		年 月 日							
申請者 (保護者)	フリガナ										
	氏 名	印									
	個人番号										
	□公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意します。										
	住 所	町田市					電話 (携帯電話)		()		()
	生年月日	年 月 日		性別	男・女	障がいの有無		有 ・ 無	配偶者の有無	有 ・ 無	
配偶者	氏名	印					生年月日	・ ・		障がいの有無	有 ・ 無
	個人番号								□公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意します。		
支給要件児童	氏 名	生年月日		続柄	性別	同居・別居の別	監護の有無	生計関係	障がいの有無	※事由 下から	
		・ ・			男・女	同居・別居	有 ・ 無	同一・維持	有 ・ 無		
		個人番号									
		・ ・			男・女	同居・別居	有 ・ 無	同一・維持	有 ・ 無		
		個人番号									
		・ ・			男・女	同居・別居	有 ・ 無	同一・維持	有 ・ 無		
	個人番号										
※右上の事由欄には、次から事由を選び、記号で記入してください。 (1) 育成 (ア離婚 イ死亡 ウ親障がい エ生死不明 オ遺棄 カ拘禁 キ未婚 ク保護命令) (2) 児童障がい											

育成	申請者本籍地						筆頭者					
	児童本籍地						筆頭者					
障がい	障がい者氏名					障がい 程度				施設 名称		

振 込 先	金融機関	銀 行 信 用 金 庫 農 協										支 店 出張所			
	店番号				種別	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄			口座番号						
	名義 (カタカナで)														

◎本書に記入した事項については、町田市のOA機器に登録することに同意します。
※記名・押印に代えて署名することができます。 ※住所・所得等について書類の添付が必要な場合もあります。

第1号様式の2(第13条関係)

児童育成手当現況届 (年度)

受 給 者	氏 名			生年月日			
				性別		配偶者	
	住 所						
1月1日現在住所				電話			
支 給 要 件 児 童	氏 名		生年月日	同居・ 別居の別	監護の 有 無	生計関係	
上記のとおり、児童育成手当の現況届を提出します。							
町田市長様							
提出年月日 年 月 日 氏名 印							

＜記入上の注意事項＞

- 1 この現況届は、本年6月1日現在の状況で記入してください。
 - 2 変更事項及び訂正箇所がある場合は、該当事項を線で消し、正しい事項を記入してください。
 - 3 この届に基づき、住所、所得等は、住民基本台帳、課税台帳等の公簿により確認させていただきます。
- ※記名・押印に代えて署名することができます。

第2号様式(第8条関係)

(表)

		第 号	
		年 月 日	
様			
町田市長		印	
児童育成手当認定通知書			
年 月 日付で申請のありました児童育成手当につきましては、下記のとおり認定しましたので、通知します。			
なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。			
記			
受給者氏名		認 定 番 号	第 号
受給者住所			
支 給 月 額		円	支給開始年月 年 月分から
内 訳	支給対象児童氏名		支 給 月 額
	育成・障がい		円
	育成・障がい		円
	育成・障がい		円
	育成・障がい		円
	育成・障がい		円
備 考			

(注) 裏面のような場合には届出が必要となります。

(裏)

〔届出について〕

次のような場合には届け出てください。

1 あなたについて

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 日本国内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 婚姻(事実上の婚姻を含む。)したとき。※育成手当を受給する場合のみ
- (4) その他、児童を扶養しなくなったとき等、手当を受給できない事情等が生じたとき。

2 児童について

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 年齢制限を超えたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 児童福祉施設等に入所したとき。
- (5) その他支給要件に該当しなくなったとき等、手当を受給できない事情等が生じたとき。

3 すべての方について、毎年6月1日から6月30日までの間に、受給資格確認のための「現況届」の提出が必要となります。

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第3号様式(第8条関係)

(表)

		第	号
		年	月 日
様			
		町田市長	印
児童育成手当認定申請却下通知書			
年 月 日付で児童育成手当の認定申請がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。			
なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおりに審査請求又は取消しの訴えをすることができます。			
記			
氏 名			
住 所			
却下した理由			

(裏)

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則
別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教
示の文を記載すること。

第4号様式（第10条、第14条関係）

児童育成手当 額改定 申請書
届

下記のとおり、児童育成手当の額の改定を申請(届出)します。

町 田 市 長 様

		申請(届出)日		年 月 日	
受給者 (保護者)	フリガナ				
	氏 名	印			
	住 所	町田市		生年月日	年 月 日
				電話番号	()

☆額改定

増額・減額の別(該当する方に○印)				増 額 ・ 減 額													
増額理由							減額理由										
	事由発生年月日							年 月 日									
額改定対象児童	氏 名	生年月日	続柄	性別	同居・別居の別	監護の有無	生計関係	障がいの有無	※事由下から								
		・ ・		男・女	同居・別居	有 ・ 無	同一・維持	有 ・ 無									
		個人番号															
		・ ・		男・女	同居・別居	有 ・ 無	同一・維持	有 ・ 無									
		個人番号															
		・ ・		男・女	同居・別居	有 ・ 無	同一・維持	有 ・ 無									
	個人番号																
※右上の事由欄には、次から事由を選び、記号で記入してください。 (1) 育成 (ア離婚 イ死亡 ウ親障がい エ生死不明 オ遺棄 カ拘禁 キ未婚 ク保護命令) (2) 児童障がい																	

育成	児童本籍地		筆頭者	
障がい	障がい者氏名		障がい程度	

◎住所・氏名等は申請に基づき住民基本台帳等により確認させていただきます。ただし、書類の添付が必要な場合もあります。
◎記名押印に代えて署名することができます。

(表)

印

記

[illegible]

(裏)

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則
別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教
示の文を記載すること。

第6号様式(第10条関係)

(表)

		第	号
		年	月 日
様			
		町田市長	印
児童育成手当額改定申請却下通知書			
年 月 日付で児童育成手当の額改定申請がありましたが、下記の理由により却下しましたので通知します。			
なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。			
記			
氏 名			
住 所			
却下した理由			

(裏)

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第7号様式(第12条関係)

			第 号
			年 月 日
様			
町田市長			印
児童育成手当返還請求書			
あなたに支給した児童育成手当について、過払金がありますので、下記により返還してください。			
記			
氏 名		認 定 番 号	第 号
住 所			
請求(過払)金額	円	発生年月日	年 月 日
請求(過払)金の内 訳			
過 払 い の 理 由			
返 還 方 法			
そ の 他			

第8号様式(第14条、第15条関係)

児童育成手当 異動届

下記のとおり、児童育成手当の受給資格が消滅・変更しましたので届出します。

町 田 市 長 様

		届 出 日		年 月 日	
受 給 者 (保 護 者)	フリガナ				
	氏 名	印			
	(旧)住所	町田市	生年月日	年 月 日	

◎ 資 格 消 滅	
消 滅 理 由	
資格消滅日	年 月 日

◎ 市 内 住 所 変 更			
新住所	町田市		
		電話番号	()
変更日	年 月 日		

◎児童と別居する場合	
対象児童氏名	
対象児童 住 所	
変更日	年 月 日

◎ 氏 名 変 更			
旧氏名		新氏名	
変更日	年 月 日	口座変更届	提出済 ・ 後日提出

◎※の欄は記入しないでください。
◎記名押印に代えて署名することができます。

第12号様式(第16条関係)

(表)

		第 号	
		年 月 日	
様			
		町田市長 印	
児童育成手当受給資格消滅通知書			
あなたの児童育成手当の受給資格が、下記のとおり消滅しましたので通知します。			
なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。			
記			
氏 名		認 定 番 号	第 号
住 所			
消 滅 事 由			
消 滅 年 月 日			
備 考			

(裏)

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則
別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教
示の文を記載すること。

第13号様式(第17条関係)

未支払児童育成手当請求書

死亡者	氏名		認定番号	第	号
	住所		死亡した日	・	・
請求者である児童	氏名				
	住所	電話 ()			
請求の内容	支給期間	年 月分から 年 月分まで	請求金額	円	
払渡希望金融機関		名称	口座番号		
備考					

児童育成手当未支払額を、上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者氏名 _____ 印

町田市長殿

◎記名押印に代えて署名することができます。

第14号様式(第19条関係)

(表)

申請 認定	年 月 日	児童育成手当受給者台帳						認定番号	第 号
	年 月 日							支給開始年月	年 月
氏名	男・女		住所	電話 ()				金融機関	(変更 . . .)
	生 年 月 日	年 月 日		(変更 . . .)					
配偶者の有無	有 . 無								
支給要件児童	氏名 (生 年 月 日)	続柄 同居・別居の別	手当区分	該 当 区 分	該 当 年 月	非該当区分	非該当年月	備 考 (父母・児童の障がい状態等)	
	(. . .)	同 居 ・ 別 居	育成手当		・		・		
			障害手当		・		・		
	(. . .)	同 居 ・ 別 居	育成手当		・		・		
			障害手当		・		・		
	(. . .)	同 居 ・ 別 居	育成手当		・		・		
			障害手当		・		・		
	(. . .)	同 居 ・ 別 居	育成手当		・		・		
		障害手当		・		・			
備考									
					資格消滅	年 月 日	年 月 日		
				事 由					
受給者氏名				住 所				認定番号	第 号

(裏)

氏 名				住 所				認定番号		第 号	
年度	支 給 月 額	変更支給月額	10 月 期		2 月 期		6 月 期		備 考		
			支 払 金 額	支払 月日	支 払 金 額	支払 月日	支 払 金 額	支払 月日			
	年 月 円	年 月 円	6 . 7 . 8 . 9	／	10 . 11 . 12 . 1	／	2 . 3 . 4 . 5	／			
			円		円		円				
	年 月 円	年 月 円	6 . 7 . 8 . 9	／	10 . 11 . 12 . 1	／	2 . 3 . 4 . 5	／			
			円		円		円				
	年 月 円	年 月 円	6 . 7 . 8 . 9	／	10 . 11 . 12 . 1	／	2 . 3 . 4 . 5	／			
			円		円		円				
	年 月 円	年 月 円	6 . 7 . 8 . 9	／	10 . 11 . 12 . 1	／	2 . 3 . 4 . 5	／			
			円		円		円				
	年 月 円	年 月 円	6 . 7 . 8 . 9	／	10 . 11 . 12 . 1	／	2 . 3 . 4 . 5	／			
			円		円		円				
	年 月 円	年 月 円	6 . 7 . 8 . 9	／	10 . 11 . 12 . 1	／	2 . 3 . 4 . 5	／			
			円		円		円				
現 況 届	年 度	扶養親族等の数 ()は老人扶 養親族等の再掲	所 得 金 額	届 出 年 月 日	支給対象 児 童 数	変 更					
		() 人	円	. .	人	扶養親族等の数	所 得 金 額	児 童 数	変 更 年 月 日		
		() 人	円	. .	人	() 人	円	人	. .		
		() 人	円	. .	人	() 人	円	人	. .		
		() 人	円	. .	人	() 人	円	人	. .		
		() 人	円	. .	人	() 人	円	人	. .		
		() 人	円	. .	人	() 人	円	人	. .		

第1号様式（第7条関係）

（平29規則42・全改）

第1号様式の2（第13条関係）

（平25規則58・全改）

第2号様式（第8条関係）

（平19規則2・全改、平28規則35・一部改正）

第3号様式（第8条関係）

（平19規則2・全改、平28規則35・一部改正）

第4号様式（第10条、第14条関係）

（平29規則42・全改）

第5号様式（第10条・第16条関係）

（平19規則2・全改、平28規則35・一部改正）

第6号様式（第10条関係）

（平19規則2・全改、平28規則35・一部改正）

第7号様式（第12条関係）

（平19規則2・全改）

第8号様式（第14条、第15条関係）

（平25規則58・全改）

第9号様式から第11号様式まで 削除

（平25規則58）

第12号様式（第16条関係）

（平19規則2・全改、平28規則35・一部改正）

第13号様式（第17条関係）

第14号様式（第19条関係）

（平15規則16・一部改正）